

令和7年第3回七戸町議会定例会 会議録（第3号）

令和7年9月12日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第57号 七戸町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第58号 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第59号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第60号 物品購入契約の締結について（学習用コンピュータ等購入）
- 日程第 5 議案第49号 令和7年度七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第50号 令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第51号 令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第52号 令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第53号 令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第54号 令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第55号 令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 決算審査特別委員会審査報告
- 日程第12 議案第56号 令和6年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 報告第20号 令和6年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第14 報告第21号 令和6年度七戸町水道事業会計継続費精算報告について
- 日程第15 報告第22号 令和6年度七戸町下水道事業会計継続費精算報告について
- 日程第16 報告第23号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度事務事業分）に関する報告について
- 日程第17 質問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長 16番	附田俊仁君	副議長 15番	岡村茂雄君
1番	藤井夏子君	2番	中野正章君
3番	山本泰二君	4番	向中野幸八君
5番	二ツ森英樹君	6番	小坂義貞君
7番	澤田公勇君	8番	工藤章君
9番	唄清悦君	10番	佐々木寿夫君
11番	瀬川左一君	12番	田嶋輝雄君
13番	三上正二君		

○欠席議員（1名）

14番 田島政義君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長	三上義也君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	佐藤源太君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	向中野洋人君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	金見真樹君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長	高田博範君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	森田勝博君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	鳥谷部伸一君	スポーツ振興課長	井上健君
国民スポーツ大会推進室長	山田真太郎君	農業委員会会长	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	相馬和徳君	選挙管理委員会委員長	附田繁志君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部慎一郎君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 相馬和徳君 事務局次長 町屋さおり君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和7年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、9月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第57号

○議長（附田俊仁君） 日程第1 議案第57号七戸町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第58号

○議長（附田俊仁君） 日程第2 議案第58号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第59号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第59号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第60号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第60号物品購入契約の締結について（学習用コンピュータ等購入）を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

2番議員。
○2番議員（中野正章君） 提案理由を読みますと、真ん中辺から「上記事業者が最優秀提案者に選定されたことから」とありますが、次のページを見ますと、この業者しかなかったようです。文書としては、最優秀提案者になった理由が分からぬといふか、一つしかぬのに最優秀提案者という表現がおかしいのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） おはようございます。中野議員の質問にお答えいたします。

企画提案競技（プロポーザル方式）では、最優秀提案者が決まり、その方と合意に至れば、その方からのみ見積書を提出してもらうということになりますので、一覧表は1者ということになります。

それから、青森県で企画提案競技をした結果ですけれども、七戸町が申し込むW i n d o w s 版に申し込んだ事業者は実際1者でした。したがって、青森県では、その1者の提案が基準に達しているのか、上限価格を下回っているのかなどを協議した結果、問題ないということでこの業者が最終的に決まったということになります。

ちなみに、七戸町はW i n d o w s 版ですけれども、このほかにC h r o m e 版、それからi P a d の3種類の中でそれぞれやっています。C h r o m e 版には3者、i P a d にも複数の申し込みがあったということになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第49号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第49号令和7年度七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから10ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

11ページ、1款1項1目議会費から、17ページ、4款2項1目塵芥処理費まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 17ページ、4款6目環境衛生費の地球温暖化対策実行計画策定業務委託料、220万円ほど補正で組まれているのですが、地球温暖化対策実行計画は大体どういう内容なのか。それから、委託料ですからどこかに委託しているのですが、委託先も教えてください。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町が行う事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する計画となります。

業務委託先につきましては、予算可決後に、すぐ入札に移らせていただいて決定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 10番議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、17ページ、6款1項1目農業委員会費から、24ページ、13款1項3目介護保険特別会計繰出金まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 22ページ、10款4項6目、14節工事請負費の盛田文庫本棚移設工事費とありますが、工事の内容をお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

工事の内容ですが、こちらは、七戸支所4階に盛田文庫を収めていた本棚が現在ございます。その本棚を文化交流センターへ移設して、文化交流センターで盛田文庫を公開できるように整理を進めるものでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 設置が完了した場合、本のサイズ等にもよると思いますけれども、大体何冊ぐらい収納できる予定でしょうか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

書物のサイズ、厚さとかにもよりますけれども、1,000冊ぐらいは収納できるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） ありがとうございます。

盛田文庫は、歴史的資料も多く含まれている貴重なものだと思います。文化交流センターには民族資料等が今展示されておりまして、盛田文庫がそこに追加となれば、施設としての価値というのもかなり上がってくると思います。

以前調べた内容では、1万冊以上の寄贈を受けたと伺っております。中には、ちょっと状態がよくないものもあったかと思いますので、本の精査等にも時間がかかるとは思いますが、できるだけ早く町民の皆様の目に留まるような状態にしていただきたいと思います。

要望で終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

3番議員。

○3番（山本泰二君） おはようございます。

22ページ、10款3項1目、14節工事請負費、天間林中学校音楽室ロールスクリーン交換工事費とあります。本来、昨日の決算のところで伺うべきだったと思うのですが、天間林中学校ができて、まだそんなにたっておりません。昨日の決算の中でも、天間林中学校はかなりの改修工事を行っております。あまり期間が過ぎていないのに工事が多いというのは、現状どういうことなのか、形状に問題がなかったのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

もちろん、天間林中学校は、まだ10年たっていないのかなというところですが、ぽつぽつと修繕等があるのはなぜか。そもそも建設、建築に問題があったのか。それに関しては、残念ながら把握できないところであります。

昨年、職員室のフロアシートも交換しました。このときに設置した業者に、そもそも施工者の瑕疵というのは考えられないかということも確認したのですが、そういうことはないと。様々な気象条件等だったり、あとは経年劣化もあるということでした。

私たちとしては、必要な修繕箇所については、随時修繕対応していくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 昨年のカーペットの件に関しては、私も知っているのですけれども、本当に問題なかったのかなと思う部分があります。

それから、今回ロールスクリーンが補正で入っていますけれども、具体的にはどういうことなのか教えていただけますか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

音楽室に、はめ込み式のロールスクリーンがあるのですけれども、それが不具合でうまく滑り降りてこないということです。修繕になるのかなと思ったら、本体そのものが歪んでいる関係上、交換したほうが安上がりだということで、音楽室のロールスクリーンを交換するものです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 壊れてしまうもの、修繕しなければいけないものは仕方ない話ですが、ちょっと弱かったなと思いますので、今後そういうことがないようにお願いします。厳しい目で見ていただきたいと思います。

要望です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 23ページ、10款2目体育施設費の総合アリーナ清掃業務等ありますが、本来なら昨日の決算で聞くべきことだと思うのですけれども、まず総合アリーナが開館して1年たって、昨日、決算が出たわけですけれども、最初のページに利用者数4万何千人。経費ですけれども、項目の経費と前々年度との経費を比べると、私の計算では4,000万円くらいの経費がかかっているのかなと思います。

1年経過して、利用者数や経費についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

旧体育館と総合アリーナの経費ですけれども、総合アリーナができてから1年で、大体9,000万円の経費がかかっています。収入も増えているのですけれども、収入に対して歳出も増えているので、単純に比較できません。どこが妥当かというのは分かりませんけれども、新しい暖房設備・冷房とかもあるので、今のところこういう状態が1年使ってみて通常の経費なのかなと考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 利用者数は。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

利用者数については、県の大会とかをたくさん呼んでくることができまして、大体250%の増になっていると思いますので、たくさんの方が利用されていると感じております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 今の250%の増というのは、比較の問題だと思うのだけれど

も、いつと比較したのか。

私の記憶ですけれども、前の七戸体育館では6万人くらいではなかったかなと思うのですけれども、その年代年代の違いとか、少子化等もありますので、そこは何とも言えないかと思いますが、十和田の体育館の工事のおかげで、こちらに流れてきたという話もあつたりしたと思います。

そこは、とやかく言っても仕方がないので、まず、今後の利用者数についてどういうふうに考えていますか。

○議長（附田俊仁君）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上　健君）　お答えします。

先ほど十和田市の体育館の工事があるということで、七戸のアリーナにたくさん来られている実情も把握しております。

今後は、その辺は減るものと感じています。少なくなるかもしれませんけれども、ほかの行事等が入ってくるように利用促進の広報とかをやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君）　ほかにございますか。

11番議員。

○11番（瀬川左一君）　18ページ、商工費の観光費の中で、家族旅行村ケビンエアコン設置ということで、今どれくらいケビンがあって、どれくらいの箇所につけたのかお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君）　お答えします。

今回の工事については、未設置であったケビン5棟分について設置しました。現在、稼働しているのは10棟ですが、残りの5棟は既に設置しておりました。

以上です。

○議長（附田俊仁君）　11番議員。

○11番（瀬川左一君）　それでは、全部についたということでいいでしょうか。

今年はこんなに暑い夏であって、利用率とかはどういうふうになりましたか。

○議長（附田俊仁君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君）　利用率についてですが、いつも閉村後に報告をいただいているので、申し訳ありませんが、現在、手元に数字はありません。

以上です。

○議長（附田俊仁君）　11番議員。

○11番（瀬川左一君）　今まで5棟しかなくて、残りは全部ついたということになりますが、非常に暑い夏でしたので、今後はもう夜も温度が下がらなくて、昼はうだるような暑さありますので、その辺は交渉等もいろいろあると思いますが、施設を万全に使えるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 23ページの体育施設費のアリーナの件で、2番中野議員の関連です。業務委託料とあるのですけれども、スポーツ協会に指定管理という話があるのですが、その話のくだりはどうなっていますか。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

町で作成した指定管理者制度の導入の運用に係る基本方針というのがあるのですけれども、それによると、指定管理に要する経費の目安としては、過去3年間の経費を基礎に算出するとなっています。

そこで、アリーナの令和6、7、8年度の管理経費を算定して、令和9年度に募集を行い、指定管理者選定委員会に諮り、その後、議会に提案して、承認されれば、翌年の令和10年度からの指定管理を想定していますが、国民スポーツ大会終了後のタイミングをもって1年前倒しで行うこともできるのではないかということも考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） これ、質問の回数には入れないでくださいよ。

スポーツ協会の指定管理という話のくだりは、それはどうなっていますかと聞いているのですよ。それを答弁していないよね。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） すみませんでした。お答えします。

スポーツ協会の業務委託は、しないこととしております。業務委託ということは、ただ単に現在行っている施設の使用許可、維持管理業務を委託するということで、今とほぼ変わらない業務形態になると思われます。

総合アリーナを体育施設の指定管理にすることで、民間等のノウハウを活用して住民サービスの向上を図られるようにスポーツ協会で言っていますので、町としても指定管理者制度を導入したいということで考えているところです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） ということは、町としてはスポーツ協会に指定管理をやらせる意向の形でいるということで理解していいのですね。

とすれば、今のスポーツ協会の形では、業務委託は作業だから、指定管理は企画の全てをやるということですよ。そういう体制にスポーツ協会はなっているのですか。

先ほど、国民スポーツ大会が終わってから、すぐに前倒ししてやるという話ですけれども、大丈夫なのですか。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

指定管理の施設管理に係る基本方針、管理業務計画、人員体制、管理に係る収支計画などを作らなければなりませんけれども、町とスポーツ協会において、今のところ、その内容について協議検討中であり、今すぐできるかと言われると、できない状態であります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今すぐできると思われないです。それこそ、イベントとか全てのものをやることになるからね、業務委託とは違うのです。

とすれば、一つの案なのですけれども、業務委託の形で何年かやって、それから、体力をつけてからやるという方法がいいと思うのです。初めから指定管理でも、初めからできる能力があるのかと聞かれるのです。それで、今のところないと言えば、ではそれまでにすぐできるのか。まだ、なっていないということは、まだできないということだよね。

だから、そういうくらいだったら、スポーツ協会に指定管理をさせるなという意味ではないのですよ。そういうことではなくて、やれないのを無理してやらせるよりも、少し業務委託の形でやっていって、それでノウハウを継いでいったほうがいいのではないかと思うのだけども、町長、お願ひします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 三上議員の質問に答えたいと思います。

まず、指定管理というのは、施設の実情、特徴を踏まえながら、いずれにしても民間の専門業者に業務をお願いするという形になります。そのことによってどういう効果が出るのか、受け皿がどうあるのかというお話を。

スポーツ協会、当然、今はNPO法人もなっておりまして、様々な業務をされていると思います。ただ、今言うように、指定管理全てのものをどこまで受けていけるのか。今、スポーツ振興課長も言いましたけれども、これからもそういう協議もします。

指定管理全てが先行というわけでもないものを含めながら、できるものであれば民間に指定管理、今できないような状態であれば、どういう状態で管理していくかをしっかりと見極めて、先ほど言いましたように、来年、2年、3年とアリーナの料金設定もありますので、その間にしっかりと定めて方向を決めたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 最後、13番議員。

○13番（三上正二君） 恐らく、受けるとすればスポーツ協会しかないと思います、七戸町は。だから、それは地元業者という意味では、私もそれはいいと思うのです。

ただ、時期なのです。今無理してやれば、当然として、町議員がいつも言うのだけども、比較するものがなければならないから、そのときに七戸町もあるだろうし、ほかに十和田市もあるかもしれないし、ほかにもあるかもしれない。そういう指定管理として、公募したときに、要するに、体力がないときに指定管理をやれば、比べれば、負ける可能性があるわけです。そうなれば、ほかの市町村に持っていかれるということもあるから、だから、業務委託の形のことで実績をつけて、それからにしたほうがいいのではないかとい

う考えを言うつもりでいました。

答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） この件については、私が議員になってから、度々聞くわけなのですけれども、そもそも、スポーツ協会からぜひ指定管理を受けさせてもらって任せてほしいということが発端なのか、それとも、町からぜひ指定管理を受けてくださいというのが先行したのか。まず、その辺のいきさつはどうなのですか。

今の13番議員の中には、そもそも反対しているわけではないのですよね。中身について本当に心配しているわけですよ。町が希望する業務は、清掃業務とかそんな単純な作業でなくて、企画とかそういうので、本当に任せられるのかと。恐らくその辺がネックになっていると思うのです。

そうでないと、町の人が仕事を受けて、町のために一生懸命働いてやってくれるのはありがたいことです。ほかの業者に任せるよりは、むしろ、私からも頼みたいくらいです。ただし、やってみたら、いろいろなことで不手際が出てきて、何なのよと。ここに一番不安を持っていると思うのです。だから、その辺のことがかみ合わないから、こういう話になる。最後には、最初から業務委託で慣らしてやって、慣れてきたら移行したらどうだという話もなりかねる。

実際、その辺の見通しはどうなのですか。もう少し詳しく、分かりやすく。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 最初のお話で、町からなのか、スポーツ協会からなのかというお話ですけれども、私が職員のとき、ちょうどスポーツ振興課にいました。そのときに、町からスポーツ協会に指定管理をしてもらおうということで動いた経緯がございます。

ということで、町は、私もそうなのですけれども、民間でできるもの、公でできるものがあるわけですから、民間でできるものは今も指定管理に出している制度もございますので、それはそれで活用できるものだと思います。

今おっしゃっているのは、アリーナが大きくなり、始めて2年目の状況の中で、今のスポーツ協会は、受け皿としてどこまでが可能なのかということだと思います。

以前も、スポーツ協会にも何回も会議を重ねながら、こういう形になりますよ、指定管理になると独自性、自主性、様々出てきますよと。恐らく今も、何回かスポーツ協会とも協議をしていると思いますけれども、さらにこれを深めていく中で、今、議員おっしゃるとおり、どこに不安があって、どこに問題点があって、では、どうだとしていくのか。

これがしっかりと明確になった上で、今言うように指定管理を出す出さないという判断にしていきたいと思っておりますので、そういう経緯をこれからも深めて、まず協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（咲 清悦君） 今の件と同じです。

私の認識では、当初、体育館で計画したものが、文科省の半額補助で体育館を建てるより国土交通省の事業を使ったほうが5億円ぐらい有利になるという話で、その要件を満たすようにいろいろな設備を追加したりして非常に上手に財源を確保して建設したと認識しているのですけれども。だから名前も総合アリーナに変わったと思うのですけれども、今話を聞いていると、体育館としての使用方法しか想定していないような感じがします。それはもちろんいいのですけれども、例えば横浜市の総合アリーナなんかは、体育というか、そういうスポーツ競技で使われるのが年に何回かだというので、ほとんどコンサートとかという使い方ということです。

指定管理を出すと、これは補助金を出した国土交通省がどう判断するかですけれども、どういうふうに申請したかは分かりません。ただ、結果を見たら、体育でしか使われていないのではないかと言われないのかなという心配と、どうせであれば、本当はそれ以外のものでもいろいろなイベントを企画して、なるべく空いてないくらいにフルに使ってほしいと私は思っています。小坂議員も言っていたと思うのですけれども。

あと、何年か前の新年会で新谷祥子さんが演奏したときにも、「こういうのを演奏するような場所が七戸にもあればいいな。総合アリーナがその機能を持てればいいな」というふうな話もしていたのですけれども、ちょっと難しかったということで。

だから、指定管理者を出すとすれば、体育とかスポーツ競技の企画もしながら、イベントとか様々なものも企画して、呼び込めるくらいのノウハウを持ったところで、育てるならそういうNPO法人を育てるほうがいいだろうと思っています。

意見で終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 例えば、今、スポーツ協会の会長は替わったよね。前まで田島さんだったけど替わったよね。その人は、まだその認識はないと思うよ、という話です。ましてや、今、咲議員が言っていたみたいに、いろいろな形でもいい。だから、イベント企画とか、そういう形のものとか、まだ無理でないかというのは、そういうことなのです。

スポーツ関係だと、スポーツ協会は一番いいのです。でも、それ以外のと言ったときは、何を企画できるのか。

でも、そうなってくると、無理にやらせるよりも、それは何年かかるか分からないよ。だけれども、できれば地元のところにやってもらいたいから、それまでにならしてから。まだ体制なんて、会長は替わったし、その認識もないという話も聞いているから。だから、そういう意味合いで。できれば七戸にやらせたいんだよ。

当然として比較されるから、七戸だけでそれありきではないはずだから。そのためにも少し時間かけてやったほうがいい。初めっから、できるだけ早くスポーツ協会にやりたいというのを急ぐべきではないと思うよということです。

さあ、これに対して、課長はどう思うかな。

○議長（附田俊仁君）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上　健君）　御意見ありがとうございます。十分協議して決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君）　ほかにございますか。

9番議員。

○9番（咲　清悦君）　19ページ、8款2項1目、12節委託料の道路維持作業業務委託料1,400万円のところに関係すると思うので、伺います。

昨日、運送の仕事をしている人とたまたま会って、その人がトラックを止めて、窓を開けて話しかけてきて、今盛んに米を運ぶので忙しくなりそうなのですけれども、トラックの運転席の屋根なり荷台というか箱が、道路を走っていると枝が当たる所があるというので、咲で言えば、共同墓地の農面道路のあそこの十字路は必ず当たるということです。

下の草を刈るのも大変な状況だと思うのですけれども、上も伸びてくる。特にトラックに乗っている人は、こするのを覚悟しながら走っているようですので、そこを何とか。人口が減って、人も足りなくなる中で、建設課の仕事はこれから大変になるなど分かっていますけれども、そこは、応援しかできませんけれども、頑張っていただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君）　要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（附田俊仁君）　日程第6　議案第50号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7　議案第51号

○議長（附田俊仁君）　日程第7　議案第51号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8　議案第52号

○議長（附田俊仁君）　日程第8　議案第52号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9　議案第53号

○議長（附田俊仁君）　日程第9　議案第53号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10　議案第54号

○議長（附田俊仁君）　日程第10　議案第54号令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

3番議員。

○3番（山本泰二君）　1款資本的支出1項建設改良費、予算が10億円、補正が3億5,000万円ほどマイナスということなのですが、こんなに減っているのですが大丈夫でしょうか。どういう内容でしょうか。

○議長（附田俊仁君）　上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君）　お答えいたします。

答えとしますと、大丈夫ということとなります。当初、予算編成の際に、今年度は七戸浄水場の基礎工事に関しまして、メインの工事となりますけれども、RC杭での基礎設計での単価を見込んでおりました。こちらが非常に高価だということで、また工期もかなり納品までに時間がかかるということで、工法を見直しました。このことによりまして大幅に事業費が減額となったことから、今回、補正予算を組ませていただきました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君）　よろしいですか。

8番議員。

○8番（工藤　章君）　上水道事業に関連して、指名審査会の委員長は副町長ですか。

副町長にまずお伺いします。先般、当町のA級の業者が不祥事を起こして、当町の指名審査会にて指名停止を行ったということで、それに関連してです。

私がこれを知ったのは報道等で、上水道の指名直前であったと。その辺の時期は定かではないのですが。そして、新聞報道によって内容が分かったと。その後、指名審査会では、当事者のA社からそれなりの状況を確認されて、規定に基づいて指名停止を行ったということです。

私が、問題あるなと思うのは、もしもこれが報道されなくて、あるいは報道されても当町が分からなくて、入札が執行された後にこれが露見された場合は、どういう状況になるのか。

もう一つは、町がそれを把握できなくても、道義的に見て、町に指名願いを出しているわけですから、規定にあろうがなかろうが、抵触する可能性があるのであれば、当然、報道される前に、町に、こういうことになったので判断をよろしくお願ひする旨の何らかのアクションがあつてしかるべきだなと思うのですが、もしもアクション的なものが当町の規定にないのであれば、これもまた付け加える必要があるのではないかなと思うのですが、その辺の見解はどう思っていますか。その辺もう少し詳しくお願ひいたします。

○議長（附田俊仁君）　副町長、答弁。

○副町長（仁和圭昭君）　お答えいたしたいと思います。

まず、最初の入札後において、そういう事案が発覚した場合の対応ということになりますけれども、指名停止要領の中では、処分の決定は、事案が発覚した時点でそこで判断するしかないというところでございます。

2点目は、当該業者等から事前に報告等が本来あればよろしいのですけれども、今のところ、町の規則要領の中では、報告等の書式とかといったものは定めているところではございません。

当然ながら、議員おっしゃるとおりです。そういう事案が発覚した時点で、事前にやはりそういう報告等がなされるべきではないかと私も思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） それはなされるべきでないかというか、もちろんそうなのですよ。あとは、受ける業者が、このような事態を受けたときにどういう認識でいて、それを履行するか。問題は、正義的な行動がなされるかどうかなのです。

願わくば、例えばこの件を受けて、業者に伝言といいますか文書と言いますか、こういう事態が発生したら速やかに報告してくださいのお願いの文書ぐらいは出してもいいのではないかということです。私はそう思うのですけれどもいかがですか、町長。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、議員おっしゃるとおりだと思います。やはりそういうものをきちんと建設業者にも徹底していただき、遵守していただくことが一番ですから、そういう形で考えていったいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 例えば今の件なのだけれども、それを事前に、それこそ、そういう行為をするべきではないのをやっているのだよ。それがばれたから、これが報道されたから、ばれたのだよ。だけれども、話によると、処分される前に、報道される前に何回もそういう注意は受けたという話だ。とすれば、分かりながらやっていたのを事前に報告すると思いますか。

万引きしましたと、ばれてなかつたと。ばれていないうちに万引き私しましたと、するか。しないよね。ばれた時にこうして、いや、それは、悪いことしたら、ちゃんと届けてくれと。ばれないうちはやらないと、普通は思うよ。

○議長（附田俊仁君） 答弁求めますか。要望でよろしいですね。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第55号

○議長（附田俊仁君） 日程第11 議案第55号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第56号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 議案第56号令和6年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月5日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（工藤 章君） 決算審査の報告をいたします。

9月5日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第56号令和6年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、1

0日、11日の二日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告といたしますが、議員各位におかれましては御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（附田俊仁君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号は、原案のとおり認定されました。

○日程第13 報告第20号

○議長（附田俊仁君） 日程第13 報告第20号令和6年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第20号を終わります。

○日程第14 報告第21号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 報告第21号令和6年度七戸町水道事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第21号を終わります。

○日程第15 報告第22号

○議長（附田俊仁君）　日程第15　報告第22号令和6年度七戸町下水道事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第22号を終わります。

○日程第16 報告第23号

○議長（附田俊仁君）　日程第16　報告第23号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度事務事業分）に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（咲 清悦君）　43ページ、奨学資金返還支援事業について伺います。

今後の取組・課題というところを読み上げます。「特別交付税対象事業として実施した事業であるが、公務員への支援は対象としないとの条件があるため、令和7年度の予算化は見送られた。町の支援金交付規則の見直しについて課内及び関連部署との協議を行うものとする」ということであるので、令和5年度18人、6年度19人と、この支援事業の恩恵を受けている町民がいるわけですが、令和7年度は予算化を見送ったということは、昨年度までは条件が満たされていても、今年度は同じ条件でも受けられないという認識でいいのか、まずそこを伺います。

○議長（附田俊仁君）　学務課長。

○学務課長（附田良亮君）　お答えいたします。

咲議員のお手元に報告書があると思われますが、3ページの左上4番、支援事業について、確かに、交付税の算定事業となったことから予算化は見送られたというのが前年度の最後ですが、そこの所管課回答というところに、「返還支援事業については、地方交付税の対象外と判断されたことから、令和7年度を目途に交付要綱の見直し・改正を行ったうえ、改めて事業を展開してまいります」というのが回答になっています。

結果的には、交付税の対象とするために、公務員を対象としないという要綱に改正した上で総務省の許可を得て継続したいと。ですので、これまで返還事業の対象となっていた方、いわゆる公務員ではない方は、継続して受けられるように制度設計していきたいと思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听了 清悦君） 成果のところには、「若年のUターン移住者に対する経済的支援として効果を見定めることができた」とあるわけですから、Uターン者を増やす効果も期待される事業と認識しているわけですけれども、実際にこの事業をやってどういう効果が見定められたのかという点を伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

もちろんこの対象の方が全員ではありませんが、返還という制度があるのであれば、七戸に戻ってきて、あるいは十和田、八戸に就職する方のうち七戸に住所を置く、七戸の住民になるのであれば、返還している間は七戸町民として、ここから通うという方が数名いたというのが大きな点ではないかと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听了 清悦君） やはり人口減少対策の一つとしてUターン者を呼び戻すという事業というのは大切だと思っています。私も何だかんだいってUターン者ですので。

今、一世代変わると動きが変わってくるなと思ったのは、町の人口が減るのは、大学進学とか就職を機に、住所はこっちに置いていたのがもう正式に就職先の住所になる。

問題は、自分もそうですけれども、やはり若いときはやりたい仕事をやらない悔いが残るというので、なかなか地元だとできない仕事でやりたいのがあれば出ていくしかないときがあるのですけれども、ある程度やりたいことをやると、今度は家のことや親のことをいろいろ考えて、次にUターンするか、ずっと会社に残るかというのを20代あたりに就職して何年かしてから悩んで決断する時期があるわけですね。自分の子どもがだんだんそういうときになってきていて、今、逆に心配しているのは、私の場合は親が……。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、質問は簡潔に。

○9番（听了 清悦君） とにかくUターンするというのが、親のことを考えた場合に、今は言葉の壁というのがなくなっているので、逆に親も動きやすくなっている。言葉の壁がなくなる分、今後Uターンの事業をやるといったときに、子どもが帰ってくるだけではなくて、逆に子どもが就職した後、今度、親がここに残っているから、親が出ていくことも考えなければならないという危機感を感じていますので、そこも考えてもらわればと思います。

以上です。意見でいいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 40ページ、七戸町公営塾運営事業ですが、22ページを見ると、1の10番目に「キャリア教育の充実」というところに公営塾があるのですね。

キャリア教育の充実というのがテーマで、それをどういうふうに展開するかということの一つに、公営塾でもキャリア教育をやっているというのは分かるのですけども、何かここは公営塾のことについて書いてあるような印象を受けるのですけども、キャリア教育に関してはほかに行っていないのかということと、公営塾事業というのは学力の向上とかということ部分に入らないのかということ、その2点。

あと、内容のところに、「令和6年度は地域活動として云々、取組を行う」とありますが、これは令和7年度のことでしょうか。それを質問します。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えします。

まず、一つ目のキャリア教育という22ページのところに公営塾事業としないということですけども、各学校の学校教育の中には、特に中学校になりますけれども、学校経営の事業の中でキャリア教育をそれぞれ行っています。各学校で企業訪問であるとか、どなたかが講演する等々のキャリア教育は実施しています。主要事業一覧のところは、学務課としてのキャリア教育という点で、たまたまこの一行になつてはいると理解してほしいと思います。

それから、学力の向上という部分にもあるのですが、公営塾の場合は、小中学生の学力の向上ということではないですので、そういう要素もありますけれども、そこは主にしていないです。

それから、三つ目の質問が、確認しますけども、40ページの内容でしたでしょうか。

（発言する者あり）

失礼しました。これは、過去形にするのが正解だと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 3番議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

2番議員。

○2番（中野正章君） 5ページに、七戸町教育施策の基本方針とあります。

これは、文言なりをある意味見直したり、変更したりというタイミングというのは、どのようにになっているのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

七戸町の教育施策の基本方針については、町の教育委員会定例会、会議としての教育委員会で内容を精査することになります。

変えるタイミングについて、一つ大きいのは、文科省の指導要領が変わると、あるいは何か大きな動きがあるときに青森県の教育も変わります。それを受け、各市町村の基本方針に影響があるという場合は変えていくということになりますので、変える必要があ

るかという部分については、教育長等含めて、常に内容を見ていかなければいけないところだと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第23号を終わります。

○日程第17 質問第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第17 質問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質問第1号は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○日程第18 議員派遣の件について

○議長（附田俊仁君） 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の内容につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員等について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の内容変更を生じる場合については、議長一任とすることに決定いたしました。

○閉会宣言

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第3回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和7年9月12日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員